

もしも知らない人からの電話を取ってしまったら・・・

「コロナが流行っていますが、体調はいかがですか。」

普段知らない人からの電話は取らないように気を付けてはいるものの、不意にこんな電話を取ってしまったら、どのように対応するか一度想像してみてください。

上記の文言は一例ですが、このような世間話をされたときについて話し込んでしまうお話し好きな人はいませんか。実はこちら、数多ある特殊詐欺の手口のほんのひとつなのです。いわゆる「アポ電」の一種で、日常会話に始まり、こちらに違和感を与えることなく生活リズムや家族構成を聞き出してターゲットにするか判断します。

「特殊詐欺」という文言から日常生活には関係のない、何か異質なものとして認識しがちではないかと思いますが、皆さんのもとにある日突然やってきます。お金をだまし取られた方の9割以上が「自分は大丈夫」と思っていたそうで、**特殊詐欺への無関心さが被害を呼び込む形となっています。**

特殊詐欺防止のために、まずは特殊詐欺に関心を持つことから始めましょう。

詐欺のニュースや記事を見て、手口を学んでおくことで詐欺だと気づきやすくなります。最近では新型コロナウイルス感染症やワクチンに乗じた特殊詐欺が多発しています。

また、お金の話をされたり困ったときはすぐに周囲や警察に相談し、自身の身を守る行動をとりましょう。その行動が自分だけではなく、ほかの人達の被害を防ぐことに繋がるかもしれません。

「屋根を無料で点検します。」・・・飛び込み営業の点検は要注意！

突然の訪問で屋根や排水管などの無料点検を持ちかけられたら、悪質商法を疑いましょう。松原地区は屋根の飛び込み営業が多いようで、松原まちづくりセンターにも複数の相談がありました。

突然訪問してきた業者が「無料で屋根を診断します。」と真摯な様子を装って屋根に上がり、異常がないのに予め用意した偽の写真を見せて「屋根に異常があるので修理をしましょう」と提案したり、最悪の場合、壊れていない屋根を壊して修理を持ちかける場合もあるそうです。特に高齢者は自分で屋根に上がることが難しいため、業者の話を信じて契約してしまうことが多いようです。

突然の訪問で屋根や住宅の無料点検を勧められたら、きっぱりと断りましょう。

また、業者の対応に不安を感じる事があれば、消費者センターへ相談しましょう。

屋根や住宅等の修繕は、世田谷区住宅相談連絡協議会や 総合設備メンテナンスセンターで工事業者の紹介をしています。

世田谷区消費者センター（月～金曜日 電話・来所 9:00～16:30）
相談専用 : 03-3410-6522（土曜日は電話のみ 9:00～15:30）
65歳以上の方専用 : 03-5486-6501

（住宅修繕）世田谷区住宅相談連絡協議会（月～金曜日 9:00～17:00）
: 03-3413-3046

（水道や下水道修繕の相談は）総合設備メンテナンスセンター（24時間）
: 0120-850-195 : 03-3585-0195（携帯電話・PHS用）

知らない人にはよく注意して、自身の身を守りましょう。



編集後記 コロナ禍で急速に普及したキャッシュレス決済。先月から「せたがやペイ」も始まりました。よく知って上手に利用したいですね。防災コラムは、ぜひともご一読いただき、家族構成に応じた備蓄品の見直しをしていきましょう。（編集委員一同）



広がるキャッシュレス スマホ決済の利用にあたって

第84号は主に次の内容でお届けします。

- ・スマホ決済の利用にあたって(1面)
- ・在宅避難のすすめ(2面、3面)
- ・特殊詐欺のイメージと悪質商法(4面)



最近では支払いの手段としてキャッシュレス決済が広がっており、特にスマートフォン(以下「スマホ」)を利用した「〇〇Pay」の普及が急速に進んでいます。新型コロナウイルス感染症の観点から、接触の機会を減らしたり、政府によるマイナポイント事業が展開されたりとその勢いは止まることを知りません。世田谷区でも2月20日より世田谷区商店街振興組合連合会運営のもと「せたがやPay」が利用開始となりました。

スマホ決済は財布やクレジットカードを取り出すことなく、スマホさえあれば決済が数秒で済む利便性の高いものです。

一方で、不正ログインによるトラブルの事例や管理が難しそうという声も少なくないそうです。本紙ではスマホ決済の利用のメリット、注意点を紹介します。

スマホ決済のメリット

- ・財布やクレジットカードを取り出す必要がない。
- ・アプリから支払い履歴を確認することができる。
- ・チャージ式のものもあり、お金の使い過ぎを防ぐことができるなど。



しかし、オンラインサービスである以上、残念ながらシステムやサービスの「弱いところ」を狙うサイバー犯罪者は後を絶ちません。お金に関する事ですから、安全性が第一。登録時に2段階認証()などしっかりした本人確認を行うか確認し、不安を感じるようなら登録しないという選択も大切です。加えて、アプリの登録・設定後にはスマホに必ず顔認証や指紋認証をかけ、少しでも第三者の悪用を防ぐ工夫をしましょう。

また、利用者の弱点を狙った詐欺の手口にもご注意ください。本物の「〇〇Pay」に成りすました偽のアプリをインストールさせ、個人情報やログイン情報をだまし取るケースがあります。

スマホ決済は簡単に利用できるため、しっかり理解をしてサービスを利用することが重要です。

2段階認証・・・一般的に、パスワード認証後に指紋やセキュリティコードなど、パスワードと別の要素を求める認証方式

スマホ決済利用の注意点

- ・決済の仕組みを知る。(支払いの方法やタイミング、利用の流れや制限など)
- ・アプリやスマホに認証設定をする。
- ・偽アプリや便乗アプリに注意する。
- ・自分に合った支払い方式を検討する。(前払い方式、即時支払い方式、後払い方式など)
- ・トラブル発生時に備え、予め連絡先を確認する。
- ・スマホ紛失時に備え、予め利用停止方法を確認する。
- ・スマホ買い替えの際には、それまで使用していたスマホを初期化するなど。

スマホ決済のメリットや注意点を確認し、上手に利用しましょう。

防災コラム ～在宅避難のすすめ～

東日本大震災から10年が経ちましたが、地震への備えは疎かになっていないでしょうか。大規模な地震が発生した場合、自宅建物が倒壊や火災で住み続けられない方のために避難所を開設しますが、収容できる人数は最大でも人口の2割以下で、8割以上の方は在宅避難になります。（この数値は学校施設の面積を3.3㎡2人で算出した数値で、感染症対策等を考慮していません。）

また、避難所での生活は居住スペースや物資に限りがあり、見知らぬ人との共同生活でプライバシーも万全ではありません。残念ながら良好な生活環境とは限らないため、大きなストレスを抱えたり、体調を崩してしまう方もいます。

在宅避難の被災者も手続きを行うことで避難所における救援物資や支援を受けることができます。自宅が安全な場合は家族のペースで生活できるので、在宅避難を選択してみませんか。

(1) 避難行動判断の目安

揺れが収まってから慌てずに次の項目などを確認しましょう。

<家屋> 柱が傾いているなど倒壊の恐れがある。またはその判断が難しい。

<周囲> 自宅に火事が迫っている。

<情報> 区・警察・消防や防災組織から避難の指示がある。

ひとつでも当てはまる場合は、一時集合所や広域避難場所へすぐに避難してください。家にいることが不安な場合も避難しましょう。状況を確認し、家にいても安全なら在宅避難を開始します。ただし、在宅避難のためには事前の備えが必要です。

(2) 在宅避難のために必要な備え

日ごろから自宅の点検や備蓄を行い、在宅避難をできる準備を整えておきましょう。

<家屋>	耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を施す。 世田谷区では住宅の耐震診断などの支援を行っています。 安全な場所の確保と家具類に転倒防止策を施す。
<情報>	防災マップやハザードマップを確認する。 <small>〔まちづくりセンターで配布しています。〕</small> 「災害時の情報入手方法」を確認し、準備する。
<備蓄>	非常用トイレを備蓄する。（トイレの使用回数1人約5回/1日） 排水設備や公共の下水道に損傷があると、汚水が逆流する場合があります。損傷がないことを確認できるまで水を流してはいけません。特に集合住宅は配管を共有しているため注意が必要です。排泄を我慢すると健康を維持できないので、非常用トイレを備蓄しておきましょう。 水や食料を最低3日分、できれば10日分を備蓄する。 1人あたりの水の必要量は1日3リットルです。加工食品は普段から少し多めに買って置き、古いものから使用するローリングストックをおすすめします。首都圏は人口が多く物資が行き渡りにくいため、10日分の備蓄があるとより安心です。 カセットコンロとカセットボンベ、懐中電灯、モバイルバッテリーや蓄電池などを備蓄する。 世田谷区や東京都などでは蓄電池の導入補助事業を実施しています。

(3) 在宅避難を開始したら

余震に注意して安全に過ごせる場所を確保します。
作業時は手袋や履物でけがを防ぎましょう。
家のトイレに非常用トイレを設置します。
食事の際は冷蔵庫 冷凍庫の順に食材を消費します。
冷凍庫は開閉しなければ一定程度温度を保つことができます。
生活に必要な情報を入手します。
適度な運動と規則正しい生活で心身の健康を保ちます。
家族や地域の人々と協力して避難生活を乗り切りましょう。



(4) 在宅避難者も避難所の支援対象です

在宅避難者も指定避難所で「避難者カード」を提出すれば、安否確認や生活物資などの支援を受けることができます。

(5) 在宅避難が難しいときは？（まづばら防災マップと合わせてご覧ください。）

世田谷区の避難所等への避難の流れは主に 自宅 一時集合所（広域避難場所） 指定避難所 という流れで行います。避難勧告や避難指示が出た時も同様です。

一時集合所	危険回避や避難のために一時的に集合して様子を見るところです。区内に約480か所、松原地区周辺で約13か所指定されています。
広域避難場所	火災延焼などで自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所で、区内外24か所、松原地区周辺では3か所指定されています。
指定避難所	自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に、一時的に入所して避難生活を送るための施設です。松原地区にお住まいの方の避難所は3か所指定されています。

家屋の倒壊や周辺の火災など自宅が危険になったときは 一時集合所へ避難します。このときに危険が去り、自宅が安全な時は 自宅に戻りますが、自宅が安全でない場合は 指定避難所に避難します。（火災延焼などにより 一時集合所に危険が迫ったときは 広域避難場所に避難します。）

Memo:避難所の生活

避難所（指定避難所）は、自宅で居住できなくなった被災者が一時的に入所して避難生活を送るための場所です。見知らぬ人達と共同生活を送るため、我慢しなければいけないことも少なくありません。避難所生活でのストレスの多くは、住環境の悪さと人間関係のトラブルなどによるものと言われています。そこで、避難所で生活するための注意点を一部ご紹介します。

- ・避難所は町会・自治会などで構成する「避難所運営委員会」が開設しますが、運営は入所者が協力して行います。入所した被災者は避難所のお客様ではなく運営主体でもあります。
- ・スペースや物資が限られていることから十分な供給は期待できません。可能であれば自宅にある生活必需品や備蓄物資を持参しましょう。
- ・避難所では防犯意識を高めましょう。完ぺきな居住環境ではないため、不安や利己心からいさかいや窃盗、性犯罪、暴力など様々な犯罪が発生する恐れがあります。

本紙の掲載情報は上町地区町会連合会「在宅避難のすすめ」や「せたがや防災」、「東京防災」などを参考に作成しております。